

利用カード等販売の届出等に関する規則

改正

平成八年十二月十日 公安委員会規則第七号

平成十四年三月二十七日 公安委員会規則第七号

平成十七年七月十九日 公安委員会規則第七号

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和五十二年宮崎県条例第二十七号、以下「条例」という。)(第二十四条の二に規定する利用カード等の販売の届出等及び条例第二十四条の七に規定する広告物等への青少年利用禁止の表示に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用カード等の販売の届出等)

第二条 条例第二十四条の二第一項の規定による届出は、利用カード等販売届出書(別記様式第一号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(一) 利用カード等を販売する場所(自動販売機により販売する場合にあつては、当該自動販売機を設置する場所)の土地又は建物が他人の提供に係るときは、その販売(設置)を承諾することを証する書面

(二) 利用カード等販売業者の住民票の写し(法人にあつてはその法人の登記事項証明書)

(三) 自動販売機により販売する場合にあつては、当該自動販売機を管理する者(以下「自動販売機管理者」という。)(の住民票の写し(法人にあつては、その法人の登記事項証明書)

2 条例第二十四条の二第二項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 利用カード等販売届出書の届出受理番号

(二) 利用カード等販売業者の電話番号

(三) 自動販売機管理者の住所、氏名及び電話番号

(四) 青少年の利用カード等の購入を禁止する旨の文言

3 条例第二十四条の二第二項に規定する表示は、表示票(別記様式第二号)によるものとする。

4 条例第二十四条の二第三項の規定による届出内容の変更の届出は、利用カード等販売届出内容変更届出書(別記様式第三号)により行うものとする。この場合において、次の各号に掲げる内容の変更にあつては、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 利用カード等を販売する場所(自動販売機により販売する場合にあつては、当該自動販売機を設置する場所)で、当該場所の土地又は建物が他人の提供に係るもの 第一項第一号に掲げる書類

(二) 利用カード等販売業者に係るもの 第一項第二号に掲げる書類

(三) 自動販売機管理者に係るもの 第一項第三号に掲げる書類

5 条例第二十四条の二第三項の規定による販売の中止の届出は、利用カード等販売中止届出書(別記様式第四号)により行うものとする。

(広告物等への青少年利用禁止の表示)

第三条 条例第二十四条の七の規定による表示の方法は、広告物又は宣伝文書等に、青少年は利用カード等を購入し、又はテレビホンクラブ等営業に係る役務を利用することができない旨の文言を公衆の見やすいように表示するものとする。

(届出書等の提出部数及び経由)

第四条 第二条第一項、第四項及び第五項に規定する届出書その他の書類の提出部数は、正副二部とし、当該届出に係る利用カード等を販売する場所(自動販売機により販売する場合にあつては、当該自動販売機を設置する場所)の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならない。

附則

この規則は、平成九年一月一日から施行する。

附則(平成十四年三月二十七日宮崎県公安委員会規則第七号)この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附則(平成十七年七月十九日宮崎県公安委員会規則第七号)この規則は、公布の日から施行する。